

# 浜名港（浜松市中央区舞阪町舞阪地内）に係る浜松市占用区域における希少野生動植物の保護活動の届出に関する事務処理要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、浜名港（浜松市中央区舞阪町舞阪地内）に係る浜松市占用区域（以下「舞阪海岸地域」という。）における希少野生動植物の保護に関する活動（以下「保護活動等」）の届出等に係る事務処理に関し、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 第1条に示す舞阪海岸地域及び保護活動等の定義は次のとおりとする。

舞阪海岸地域・・・別図に示すとおり

保護活動等・・・舞阪海岸地域における希少野生動植物の生息・生育状況の確認  
舞阪海岸地域における希少野生動植物の観察会等の実施

## （届出等）

第3条 舞阪海岸地域において保護活動等を実施しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

### （1）保護活動等予定表（様式第1号）

保護活動等の実施時期、内容及び従事者数等

### （2）保護活動等従事者リスト（様式第2号）

保護活動等に従事する者の氏名、住所並びに法人にあたっては、その代表者の氏名

2 前項の規定による届出をした者は、届出内容に変更があった場合、市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、次に掲げる事項を毎年度3月31日までに市長に提出しなければならない。

### （1）保護活動等報告書（様式第3号）

実施した保護活動等の実施日、内容及び従事者数等

## （従事者証の交付）

第4条 市長は、前条第1項の規定による届出を受理した場合、舞阪海岸地域において保護活動等を実施することができる舞阪海岸市占用地における保護活動等従事者証（第4号様式）を交付することができる。

2 前項の交付を受けた者は、別図に定める舞阪海岸地域に入る場合、携帯し、請求があるときはこれを提示しなければならない。

## （事務の所管）

第5条 この要領に関する事務の所管は、環境部環境政策課とする。

## 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月19日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月22日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。







様式第4号

第4号様式

第 号

舞阪海岸市占用地域における保護活動等従事者証

住 所  
氏 名

上記の者は、舞阪海岸市占用地における保護に関する活動届が提出され、受理されたことを証明する。

年 月 日

浜松市長

第2条別図

